

令和元年 10 月 1 日

平成 29 年度・平成 30 年度外国人技能実習機構業務統計 概要

【業務統計表作成に当たって】

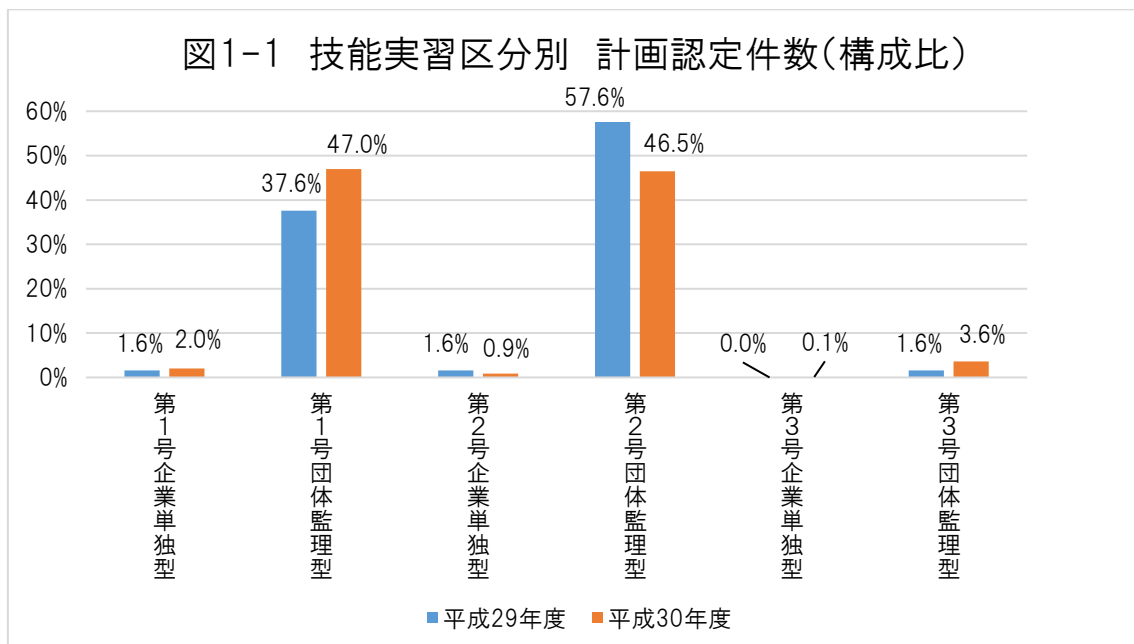
- ・ 本業務統計は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）が施行された日（平成 29 年 11 月 1 日）から平成 31 年 3 月 31 日までの外国人技能実習機構の業務の状況を年度別に集計したものである。
- ・ 本概要においては、平成 30 年度業務統計を中心に記載しているが、適宜、平成 29 年度業務統計についても記載している。なお、平成 29 年度業務統計は 5 か月間の集計であることに留意が必要である。
- ・ （1-1）等の表記は関連する別添の業務統計個表の番号を指し、【図 1-1】【表-1】等は本概要に掲載している図又は表の番号を指している。

第 1 技能実習計画の認定

1 技能実習区分別技能実習計画認定件数（1-1）【図 1-1】

平成 30 年度に認定を受けた技能実習計画件数は 389,321 件(平成 29 年度：63,627 件。以下、平成 29 年度の数値を（ ）内に記載。)であった。

技能実習区分別にその構成をみると、最も多いのが第 1 号団体監理型技能実習で 47.0%（37.6%）、次いで第 2 号団体監理型技能実習で 46.5%（57.6%）となっている。

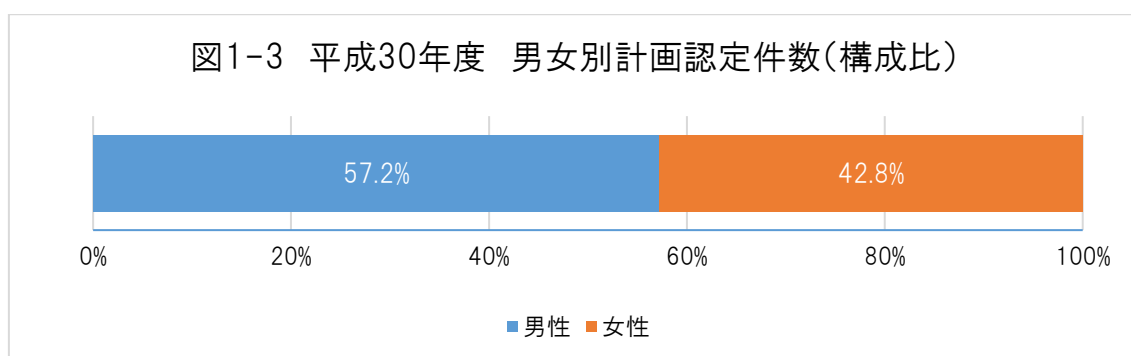
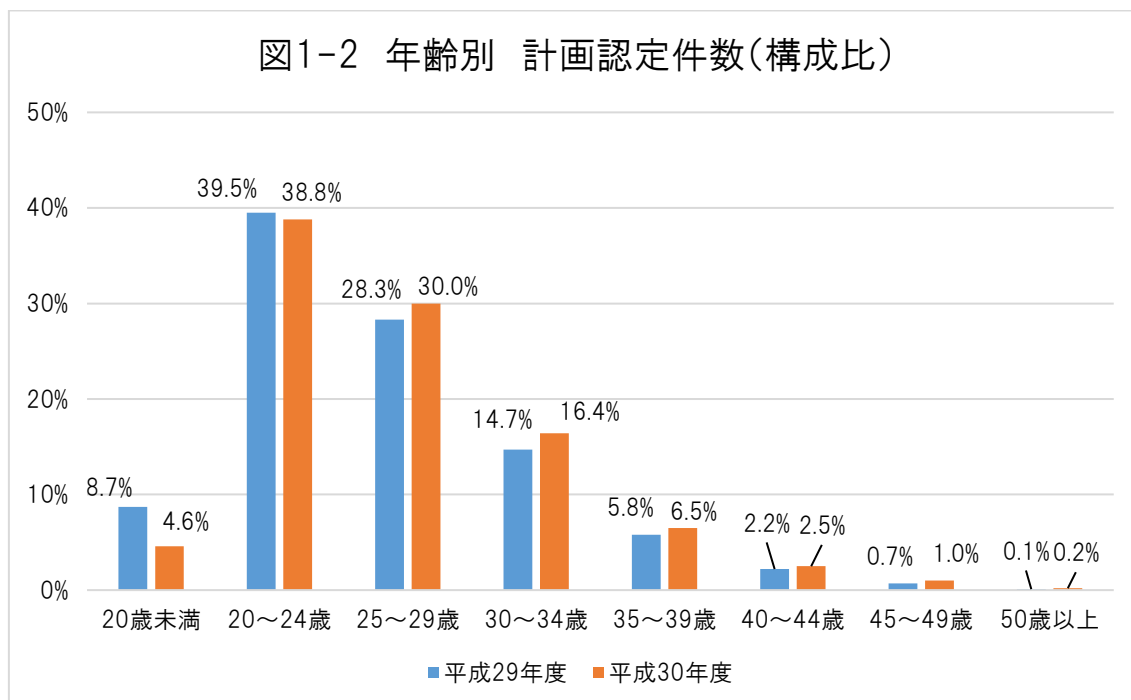


（参考）令和元年 7 月末までに認定を受けた技能実習計画の総数は 568,845 件である。

2 年齢・男女別技能実習計画認定件数（1-2）【図 1-2】【図 1-3】

技能実習生の年齢別（男女計）に構成をみると、20～24 歳の範囲が最も多く 38.8%（39.5%）、次いで 25～29 歳が 30.0%（28.3%）、30～34 歳が 16.4%（14.7%）となっている。

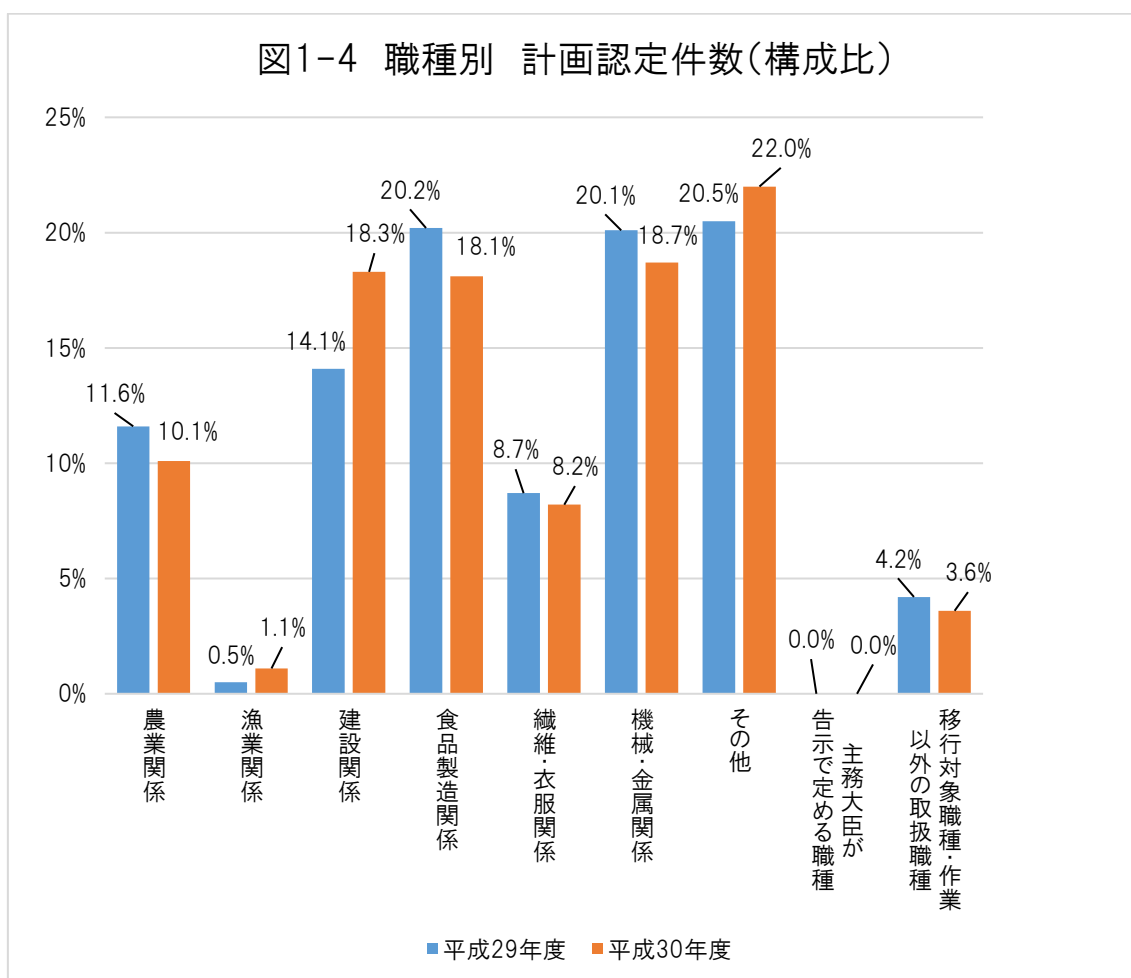
また、男女別では、男性が 57.2%、女性が 42.8%となっている。



3 職種別技能実習計画認定件数（1-4）【図 1-4】

職種別にみると、移行対象職種・作業（第2号技能実習又は第3号技能実習の実施が可能な職種・作業をいう。以下同じ。）別の構成では、職種全体のうち、その他（※1）が最も多く22.0%（20.5%）、次いで機械・金属関係の職種が18.7%（20.1%）、建設関係の職種が18.3%（14.1%）、食品製造関係の職種が18.1%（20.2%）となっている。

また、移行対象職種・作業以外の取扱職種による技能実習計画の認定を受けた件数の割合は、全体の3.6%（4.2%）となっている。



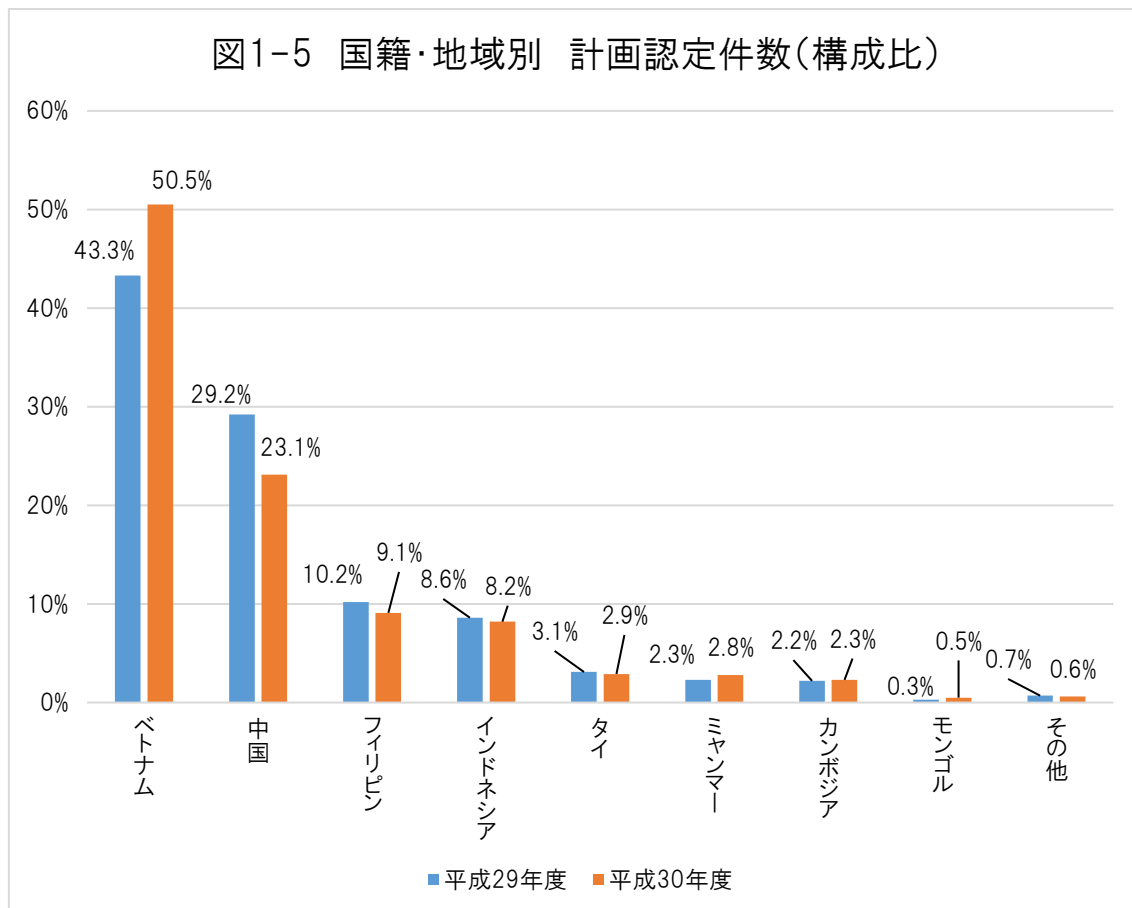
※1 その他の職種は、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライである。以下同じ。

※2 主務大臣が告示で定める職種は、空港グランドハンドリングである。以下同じ。

※3 移行対象職種・作業以外の取扱職種は、第2号技能実習又は第3号技能実習を実施できない職種である。以下同じ。

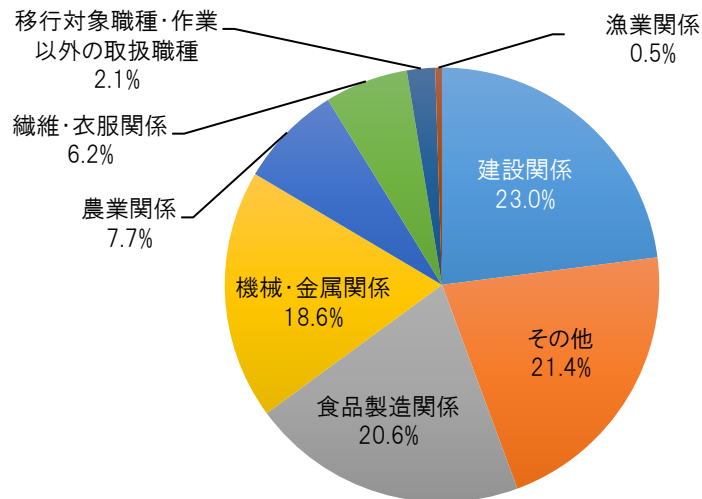
4 国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-5）（1-6）【図 1-5】～【図 1-11】

技能実習生の国籍・地域別に構成をみると、ベトナムが 196,732 件（27,528 件）で 50.5%（43.3%）と全体の約半分を占め、次いで中国の 89,918 件（18,581 件）で 23.1%（29.2%）、フィリピンの 35,515 件（6,503 件）で 9.1%（10.2%）となっている。



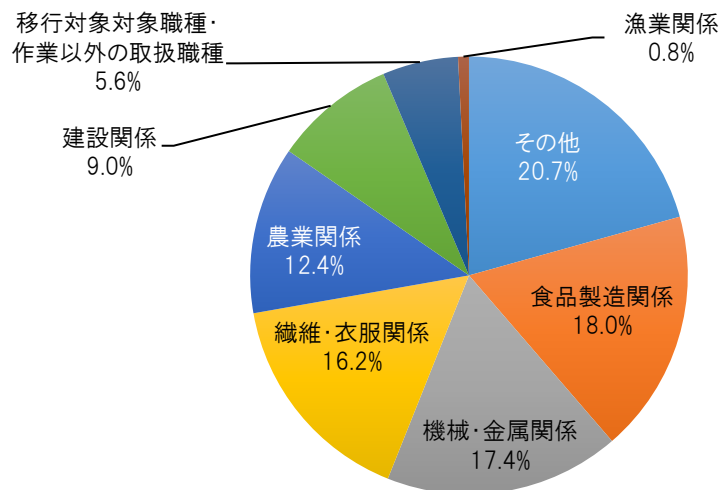
技能実習計画認定件数の多い上位3か国について、職種別の構成をみると、以下のような結果となっている。

図1-6 ベトナム

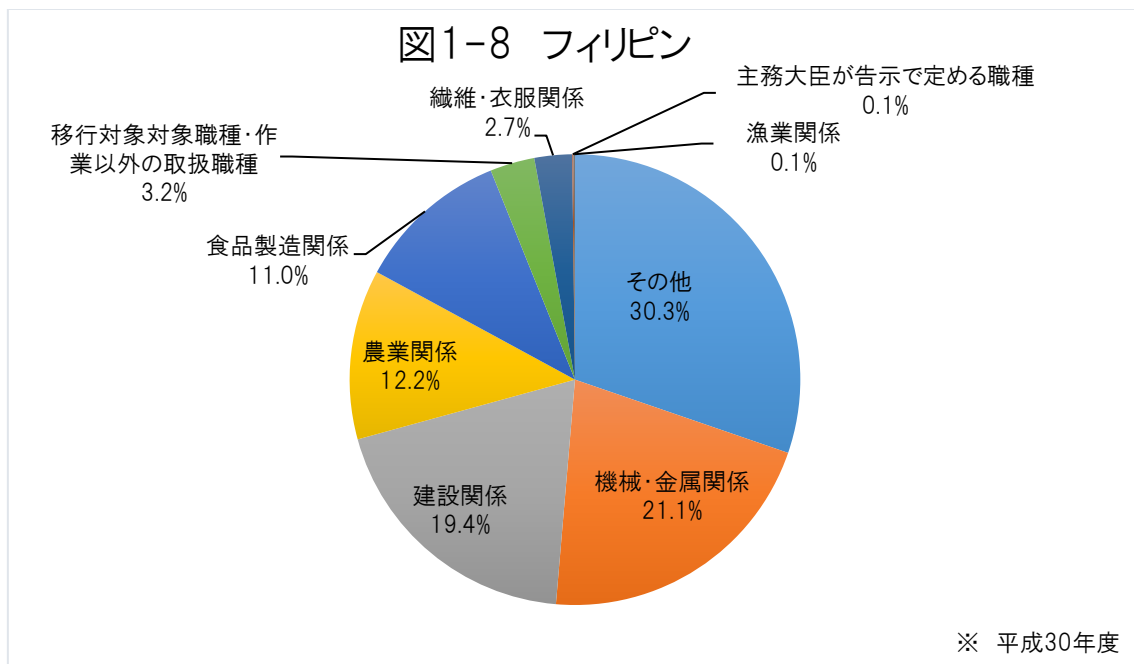


※ 平成30年度

図1-7 中国



※ 平成30年度



技能実習計画認定件数の多い上位3職種について、国籍・地域別の構成をみると、以下のような結果となっている。

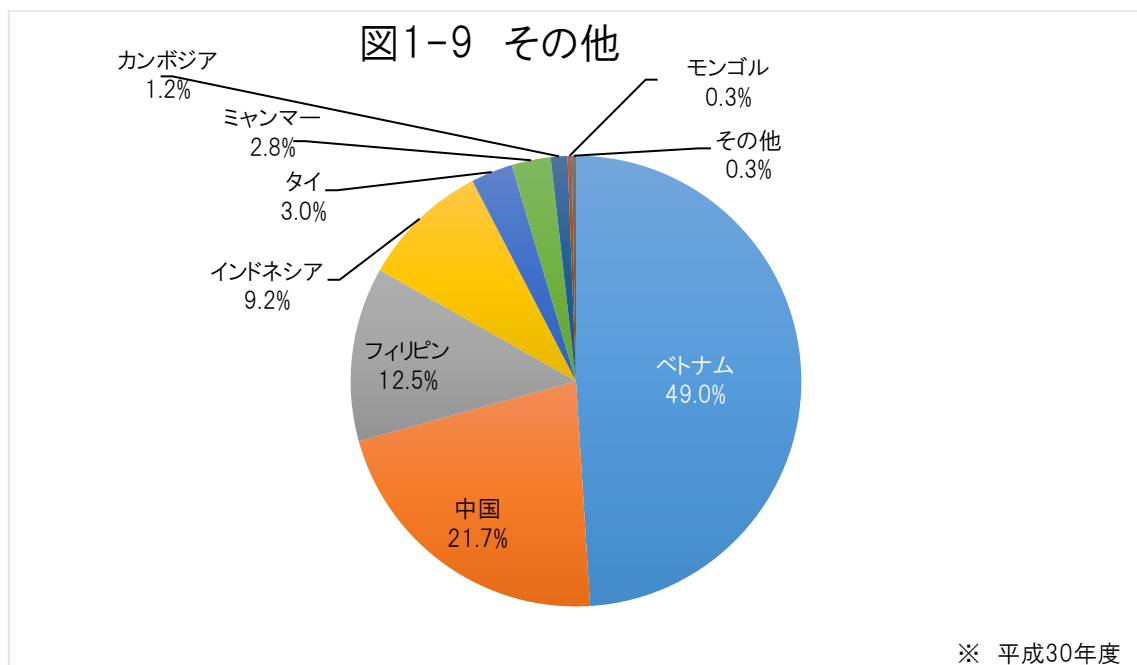
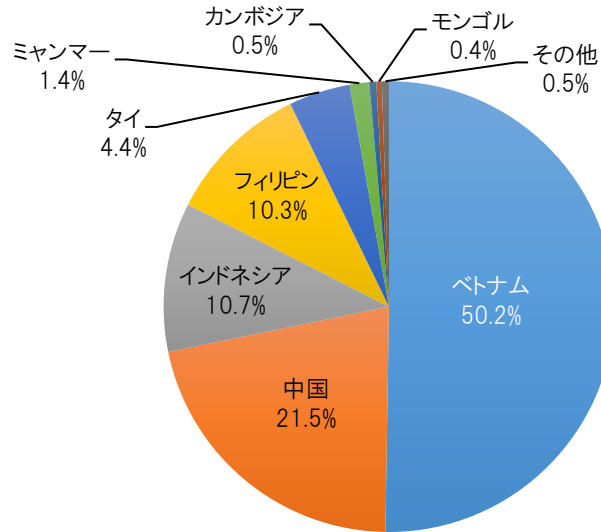
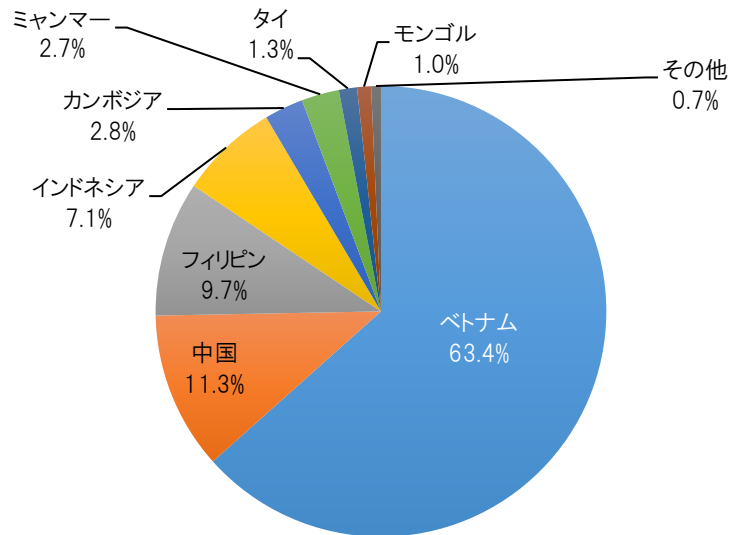


図1-10 機械・金属関係



※ 平成30年度

図1-11 建設関係



※ 平成30年度

5 都道府県別技能実習計画認定件数（1-7）【表 1-1】

認定を受けた技能実習計画を、技能実習が実施されている事業所の所在する都道府県別の構成で見ると、愛知県が最も多く全体の 10.2%を占めている。

※ 技能実習を行わせる事業所が複数の都道府県にまたがる場合は、主な事業所の所在地で集計している。

表 1-1 平成 30 年度 都道府県別計画認定件数（構成比）

都道府県	構成比	都道府県	構成比	都道府県	構成比
北海道	3.7%	石川県	1.6%	岡山県	2.6%
青森県	0.6%	福井県	1.3%	広島県	4.5%
岩手県	0.9%	山梨県	0.5%	山口県	1.4%
宮城県	1.2%	長野県	2.1%	徳島県	0.8%
秋田県	0.3%	岐阜県	3.9%	香川県	1.7%
山形県	0.6%	静岡県	4.0%	愛媛県	1.8%
福島県	1.2%	愛知県	10.2%	高知県	0.5%
茨城県	4.4%	三重県	3.0%	福岡県	3.4%
栃木県	2.0%	滋賀県	1.5%	佐賀県	0.8%
群馬県	2.9%	京都府	1.2%	長崎県	0.8%
埼玉県	4.7%	大阪府	4.3%	熊本県	2.1%
千葉県	4.4%	兵庫県	3.3%	大分県	1.1%
東京都	3.2%	奈良県	0.7%	宮崎県	0.9%
神奈川県	3.2%	和歌山県	0.3%	鹿児島県	1.5%
新潟県	1.1%	鳥取県	0.5%	沖縄県	0.7%
富山県	1.8%	島根県	0.6%		

6 都道府県別、職種別技能実習計画認定件数（1-8）【表 1-2】

職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下の
ような結果となっている。

表 1-2 平成 30 年度 都道府県別職種別計画認定件数（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農 業 関 係	茨城県 18.9%	熊本県 9.6%	北海道 9.2%	千葉県 6.4%	長野県 5.2%
2 漁 業 関 係	広島県 28.4%	北海道 13.4%	岡山県 6.6%	宮崎県 6.3%	石川県 5.4%
3 建 設 関 係	東京都 10.0%	埼玉県 10.0%	愛知県 8.6%	神奈川県 7.8%	千葉県 6.8%
4 食 品 製 造 関 係	北海道 9.6%	千葉県 6.4%	愛知県 6.2%	埼玉県 4.5%	静岡県 4.5%
5 織 維・衣 服 関 係	岐阜県 12.2%	岡山県 7.3%	愛知県 6.5%	愛媛県 5.5%	福井県 5.1%
6 機 械・金 属 関 係	愛知県 15.9%	兵庫県 6.0%	大阪府 5.9%	静岡県 5.8%	三重県 5.6%
7 その他	愛知県 14.4%	広島県 6.9%	大阪府 5.2%	岐阜県 4.8%	静岡県 4.7%
8 主務大臣が告示で定める職種	千葉県 55.6%	東京都 22.2%	大阪府 22.2%	—	—
9 移行対象職種・作業以外の取扱職種	愛知県 8.3%	長野県 7.4%	群馬県 6.5%	静岡県 6.0%	神奈川県 5.5%

7 都道府県別、国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-9）【表 1-3】

技能実習生の国籍・地域別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位 5 都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-3 平成 30 年度 都道府県別、国籍・地域別計画認定件数（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
ベトナム	愛知県 9.4%	大阪府 5.2%	埼玉県 4.9%	広島県 4.5%	千葉県 4.2%
中国	愛知県 11.8%	岐阜県 6.8%	茨城県 5.4%	千葉県 4.7%	北海道 4.6%
フィリピン	愛知県 10.9%	広島県 6.8%	静岡県 6.6%	埼玉県 5.1%	茨城県 4.4%
インドネシア	愛知県 9.1%	茨城県 8.7%	静岡県 6.4%	埼玉県 5.7%	群馬県 4.2%
タイ	愛知県 14.1%	千葉県 8.5%	茨城県 6.6%	広島県 6.6%	三重県 6.5%
ミャンマー	愛知県 6.4%	北海道 5.2%	福岡県 5.1%	埼玉県 4.6%	大阪府 4.6%
カンボジア	愛知県 9.6%	茨城県 7.3%	岐阜県 6.6%	熊本県 4.6%	岡山県 3.5%
モンゴル	神奈川県 13.0%	千葉県 12.1%	埼玉県 11.2%	愛知県 9.9%	三重県 9.1%
その他	茨城県 15.2%	愛知県 14.6%	群馬県 6.8%	埼玉県 6.4%	香川県 6.1%

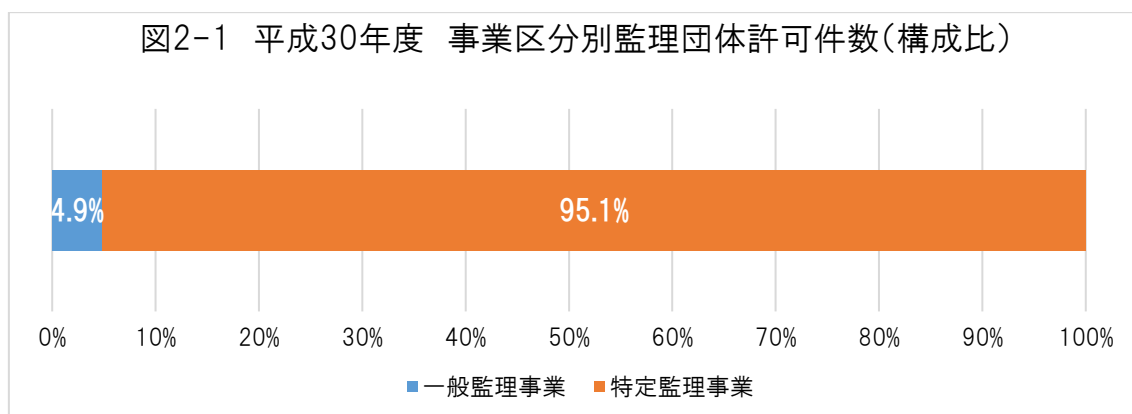
第2 監理団体の許可

1 事業区分別監理団体許可件数（2-1）【図 2-1】

平成 30 年度に許可を受けた監理団体は 486 件（2,034 件）で、事業区分別にみると、一般監理事業は 24 件（743 件）で 4.9%、特定監理事業は 462 件（1,291 件）で 95.1%となっている。

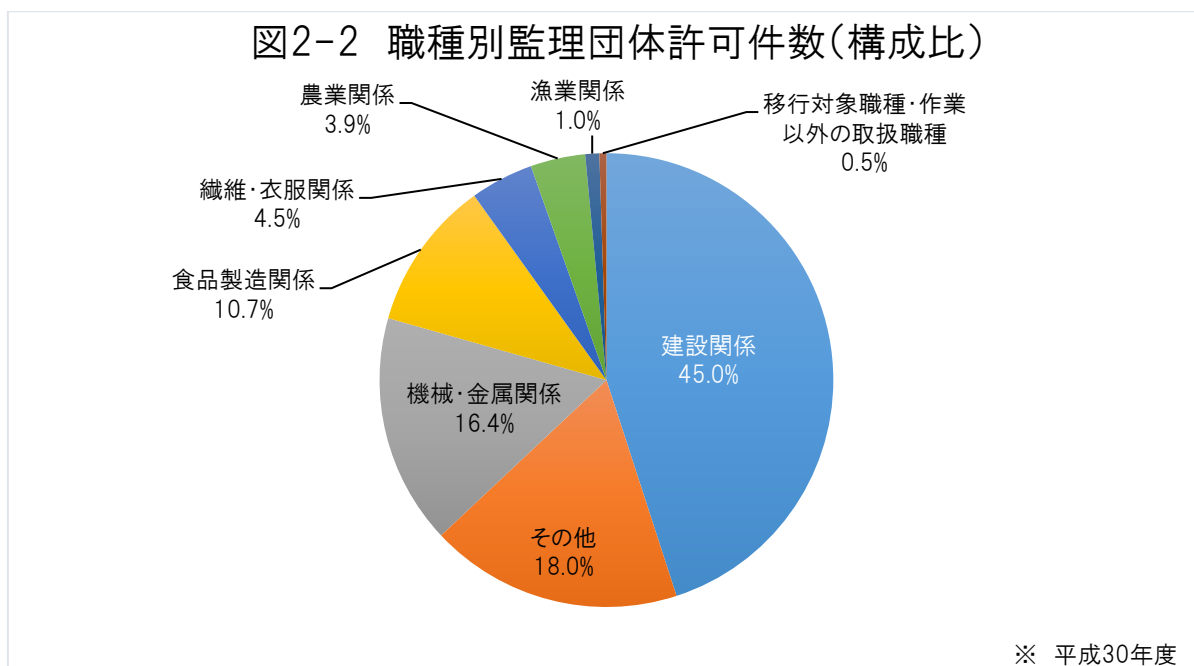
※ 監理団体の許可には、一般監理事業と特定監理事業の許可の 2 つの区分があり、一般監理事業の許可を受ければ第 1 号団体監理型技能実習から第 3 号団体監理型技能実習までのすべての技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業の許可を受ければ第 1 号団体監理型技能実習及び第 2 号団体監理型技能実習の技能実習に係る監理事業を行うことができる。

（参考）令和元年 8 月末現在の許可を受けた監理団体数（廃止・取消した監理団体を除く）は 2,654 件である。



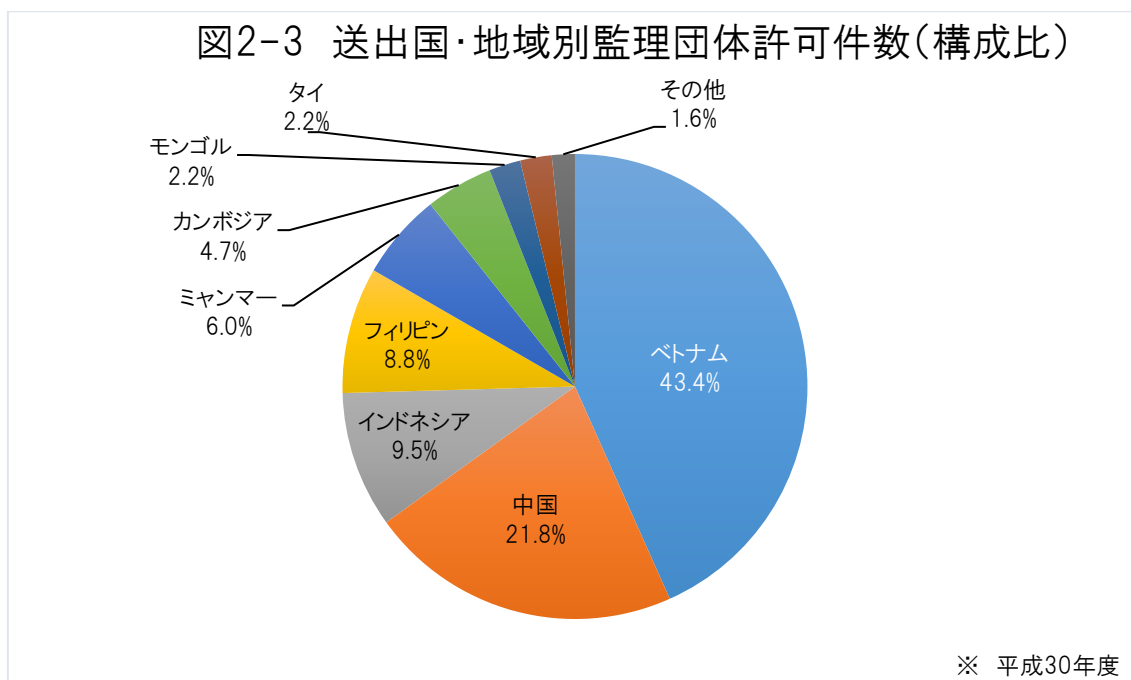
2 職種別監理団体許可件数（2-3）【図 2-2】

監理団体が許可を受ける際に申請する監理事業対象職種をみると、建設関係が 1,088 件（10,381 件）で 45.0%と最も多く、次いでその他が 436 件（7,064 件）で 18.0%、機械・金属関係が 397 件（7,324 件）で 16.4%となっている。



3 送出国・地域別監理団体許可件数（2-4）【図 2-3】

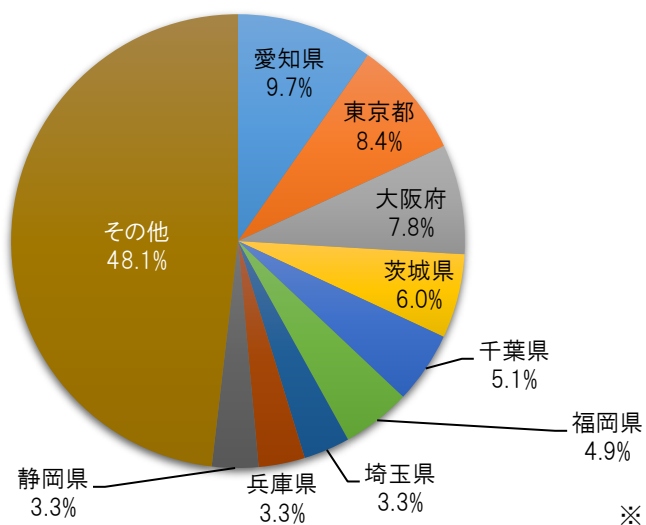
監理団体が許可を受ける際に申請する外国の送出機関を送出国・地域別にみると、ベトナムの297 件（1,473 件）が43.4%と最も多く、次いで中国が149 件（1,375 件）で21.8%、インドネシアが65 件（343 件）で9.5%となっている。



4 都道府県別監理団体許可件数（2-5）【図 2-4】

監理団体許可件数を法人の所在地の都道府県別にみると、愛知県が 47 件（179 件）で 9.7%と最も多く、次いで東京都が 41 件（213 件）で 8.4%、大阪府が 38 件（99 件）で 7.8%となっている。

図2-4 都道府県別監理団体許可件数(構成比)

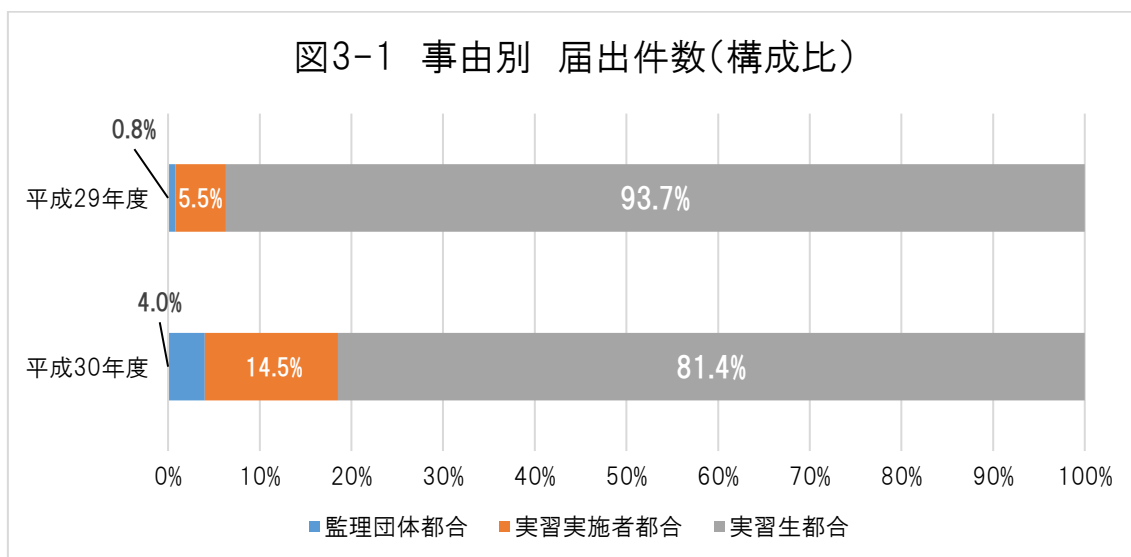


第3 技能実習実施困難時届出

1 事由別技能実習実施困難時届出件数（3-1）【図 3-1】

平成 30 年度に、認定を受けた技能実習計画どおりに技能実習を行うことができず、技能実習実施困難時届出があったのは 22,664 件（238 件）である。

届出の事由別にみると、実習生都合 81.4%、実習実施者都合 14.5%、監理団体都合 4.0% となっている。



第4 相談・援助

1 言語別、内容別母国語相談件数（4-1）【図 4-1】～【図 4-3】

平成 30 年度に母国語相談（技能実習生からの実習や生活上の相談を母国語で受け付けるもの）に寄せられた相談の件数は 2,695 件（854 件）であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く 1,537 件（572 件）で 57.0%、次いで中国語の 455 件（214 件）で 16.9%となっている。

内容は、「賃金・時間外労働等の労働条件に関すること」が 541 件（143 件）、「管理に関すること」が 445 件（56 件）となっている。

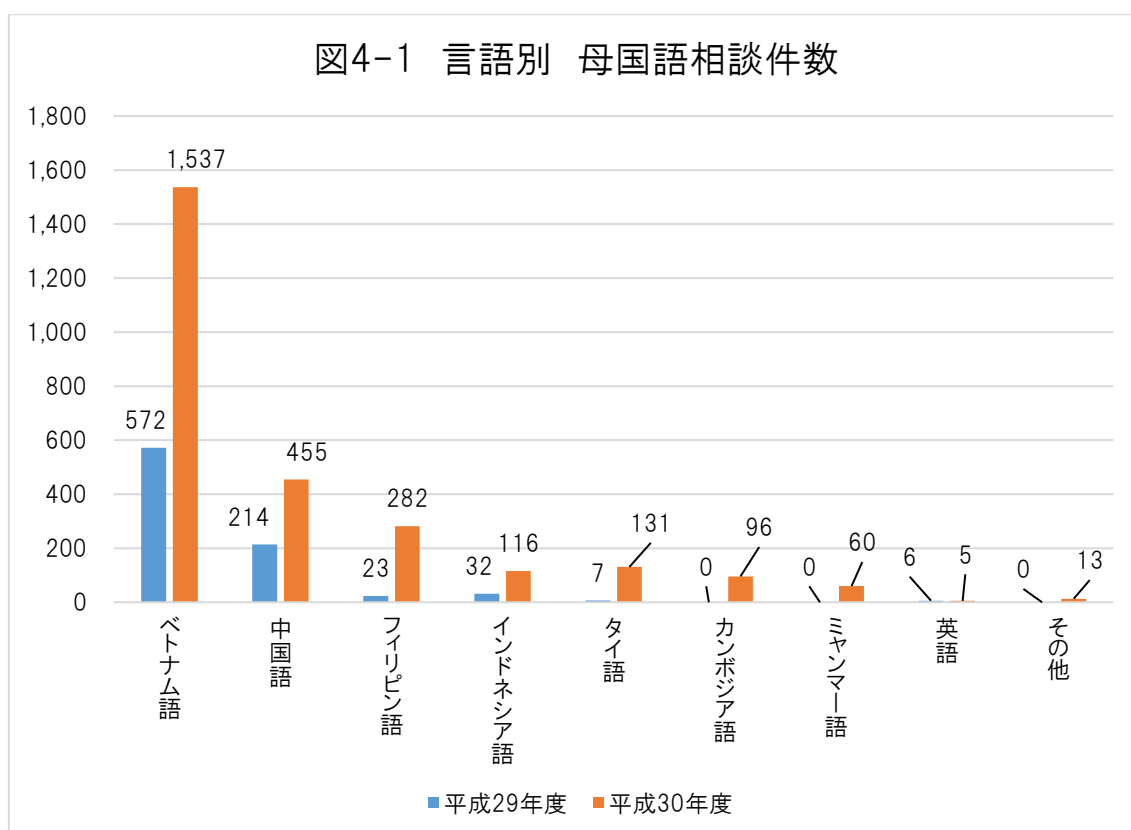
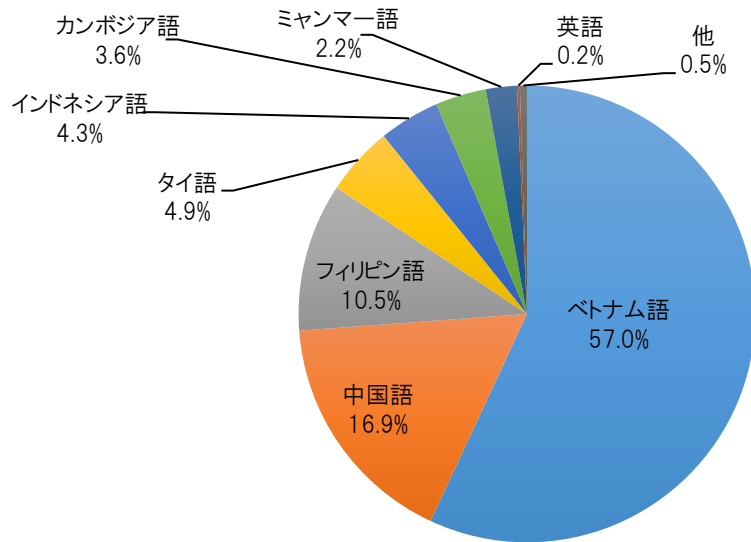
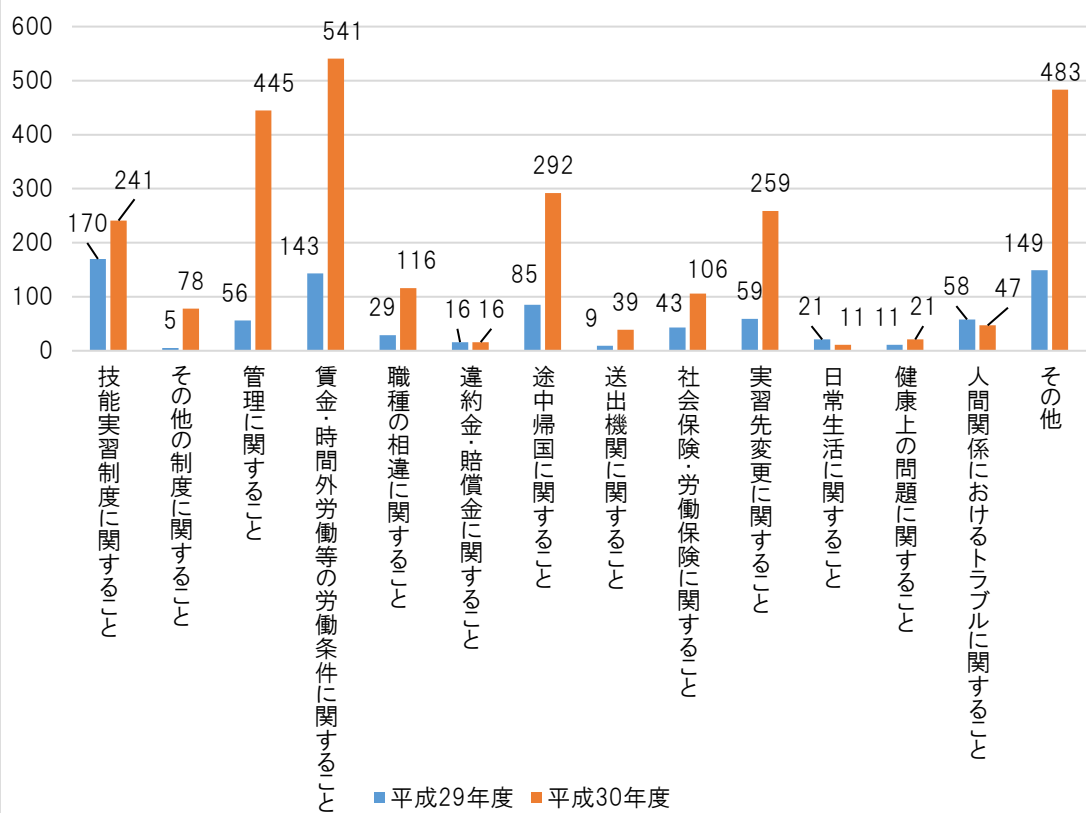


図4-2 言語別 母国語相談件数(構成比)



※ 平成30年度

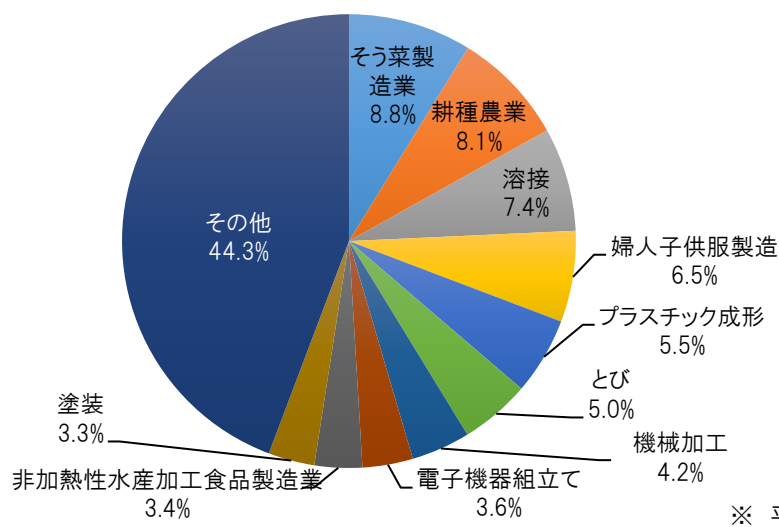
図4-3 内容別 母国語相談件数



2 職種別受検手続支援件数（延べ人数）（4-3）【図 4-4】

技能実習生の受検手続支援（実習生が、技能検定等を適切に受検し、次の段階の技能実習に移行できるよう、試験機関等への申請の取次等を行うもの）について、職種別にみると、そう菜製造業が最も多く8.8%、次いで耕種農業が8.1%、溶接が7.4%となっている。

図4-4 職種別試験実施機関取次件数（構成比）



第5 国際関係（5-1）

1 二国間取決め締結状況と送出機関の認定状況

技能実習生の送出しについては、送出国政府の推薦を受けた送出機関から受け入れることとされている。この点、送出国政府との間において二国間取決めがされている場合には、送出国政府が送出機関の認定を行っている。

同取決めの締結国は平成 31 年 3 月末時点で 13 か国となっている。また、送出機関数については同時点で 957 機関となっている。

（参考）同取決めの締結国は令和元年 8 月末現在、14 か国、送出機関数は同時点で 1,232 機関である。

第6 実地検査 (6-1) (6-2) (6-3) 【図 6-1】～【図 6-2】

外国人技能実習機構が、平成 29 年 11 月から平成 31 年 3 月までの間に実地検査を行った実習実施者及び監理団体の数は 10,375 である。

このうち、技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数は 4,169（違反割合 40.2%）であり、違反件数は 8,513 件である。

主な違反の内容は、

- ・ 実習実施者については、「帳簿書類の作成・備付けの不備」（1,904 件）、「宿泊施設等の不備」（764 件）
- ・ 監理団体については、「帳簿書類の作成・備付け、届出等が不適切」（2,115 件）、「監理団体の運営体制の不備」（1,107 件）

である。

※ 図 6-1～図 6-2 は平成 29 年度分と平成 30 年度分の合計である。

実地検査で技能実習法違反が認められたものについては、改善に向けた指導を行うとともに、改善状況を確認している。

また、特に悪質な事案については、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による行政処分等（実習実施者については改善命令や計画認定取消、監理団体については改善命令や許可取消等）の対象となる。

実地検査を実施した実習実施者及び監理団体の数

実習実施者	7,891
監理団体	2,484
計	10,375

技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数

実習実施者	2,752（違反割合 34.9%）
監理団体	1,417（違反割合 57.0%）
計	4,169（違反割合 40.2%）

実習実施者及び監理団体において確認された違反の件数（違反条文数）

実習実施者	4,707
監理団体	3,806
計	8,513

（注）一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

【参考：平成 30 年度末までに実施した行政処分等の状況】

- ◎実習実施者：認定計画取消し 8 者 151 件、改善命令 1 者 1 件
- ◎監理団体：許可取消し 1 団体、改善命令 0

図6-1 違反状況(実習実施者)

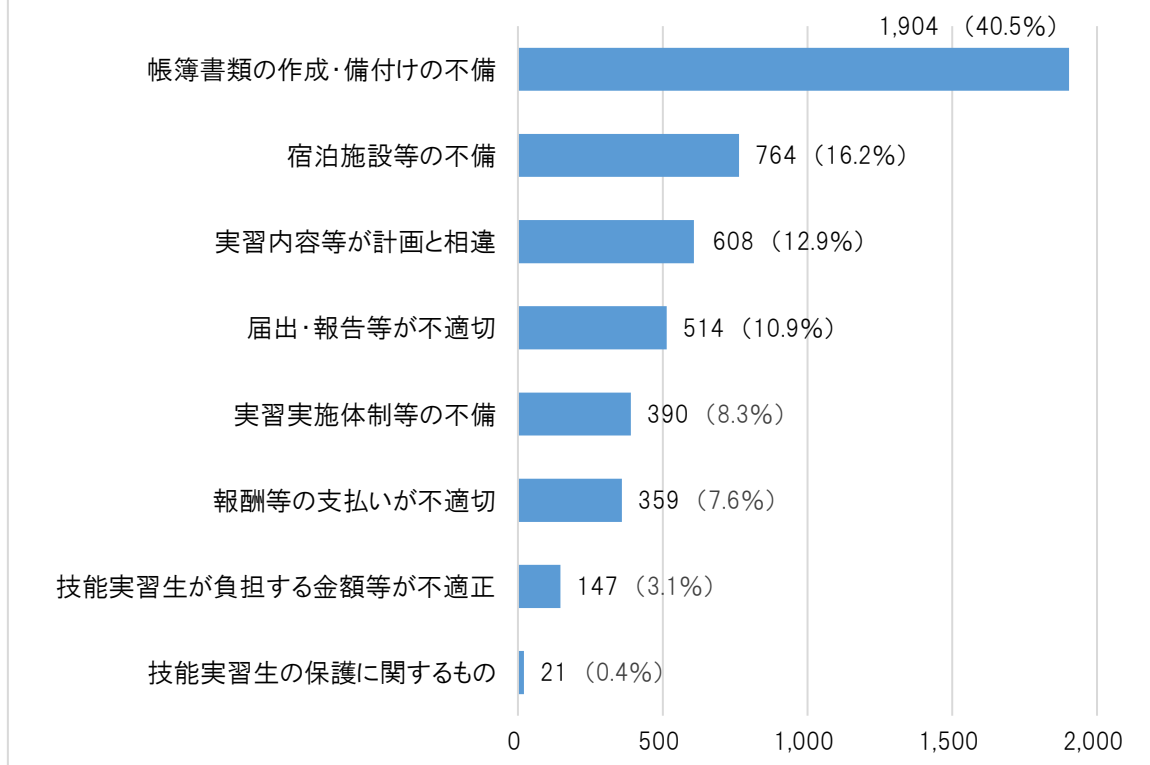
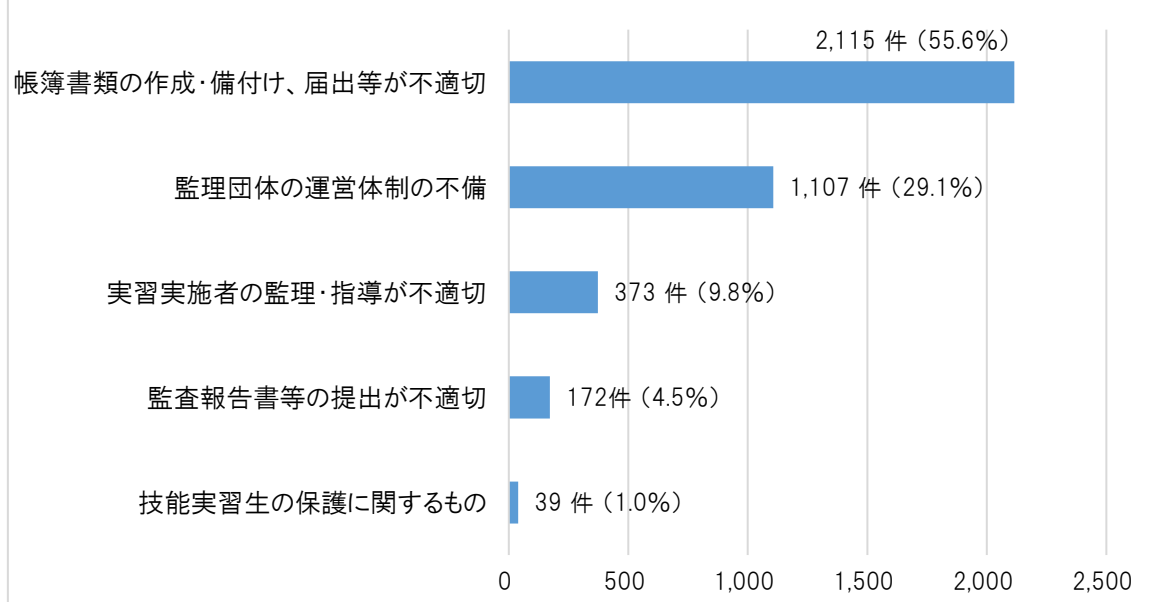


図6-2 違反状況(監理団体)



※ 図 6-1、図 6-2 の () 内は、違反件数全体に占める割合である。